

栗山町U・I・Jターン移住支援事業



栗山町へ移住検討の皆さまへ

- ◆支援額
- ・世帯で移住の場合 100万円
 - ・単身で移住の場合 60万円
- ◆対象者
- 移住元
(次の全てに該当する方)
- ①転入前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住または東京圏(※)に在住し、東京23区内へ通勤していた方
 - ②転入する直前に、1年以上東京23区内に在住または東京圏(※)に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ※東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
- 移住先
(次の全てに該当し、就業形態により③④⑤のいずれかに該当する方)
- ①令和3年4月1日以降に栗山町に転入された方
 - ②申請後5年以上継続して栗山町に居住する意思がある方

【就業の場合】

- ③北海道が開設する「北海道移住支援金対象求人マッチングサイト」に掲載されている求人により新規就業した方で、就業後3カ月経過している方

【テレワークの場合】

- ④勤務先などからの命令ではなく、自己の意思により移住し、テレワークにて東京23区での仕事を継続する方

- ※③④の場合は移住支援金の申請期間が転入後3カ月以上1年以内

【起業の場合】

- ⑤北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受け、交付決定後1年以内である方

◆支援金の返還

移住支援金は、北海道のU・I・Jターン新規就業支援事業実施要領・栗山町U・I・Jターン移住支援交付要綱に基づき行い、転入後5年以内に町から転出した場合や、要件を満たす職を辞した場合など、支給した支援金の返還対象となる場合があります。

就業の場合

マッチングサイト掲載の企業に応募・申込

就業後、3カ月以上居住し、移住先の市町村で申請

テレワーク移住の場合

自己の意思により移住し、移住先の企業に継続勤務

就業後、3カ月以上居住し、移住先の市町村で申請

起業の場合

「地域課題解決型起業支援事業補助金」に応募・交付決定

移住先の市町村へ申請

支援金の支給

「町内事業所の皆さんへ」
マッチングサイトへの登録をお勧めします！(登録無料)
マッチングサイト掲載にあたり、北海道移住支援金対象法人に登録する企業などを募集しています。支援金の対象となるサイトへの求人広告は無料です。実際にマッチングした場合も事業所側の負担はありません。詳細はお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ】

町若者定住推進課
☎7521

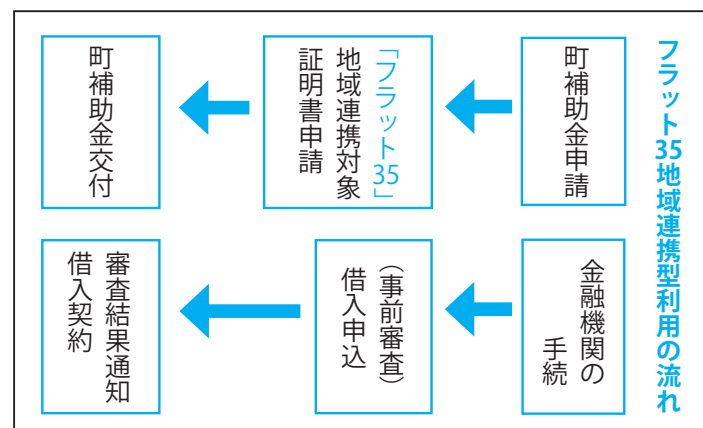
「フラット35」地域連携が始まりました

町と独立行政法人住宅金融支援機構は令和3年6月10日より、「フラット35」地域連携を開始しました。

一定の条件を満たした転入者が、町内で住宅を取得する際に「栗山町若者移住促進助成制度」を利用する場合、全期間固定金利の住宅ローン「フラット35」の金利から1年目より、年0.25%で5年間引き下げられます。また、「フラット35」との併用で、5年間の0.5%引き下げ、金利Aプランの場合は、更に6年目から10年目まで0.25%引き下げられます。

栗山町若者移住促進制度の概要

町外に居住する40歳未満の方、または中学生以下の子と同居されている方が、町内で住宅を取得し移住される場合、新築住宅取得で80万～120万円、中古住宅購入で上限30万円を補助します。



【フラット35の問い合わせ】

住宅金融支援機構北海道支店
地域連携グループ
☎011(261)8306

【申請先・問い合わせ】

町若者定住推進課
☎7521

栗山バーチャルガイド

今話題の360°カメラ・ドローン空撮映像による町の紹介ページをご覧ください！



【主な紹介施設】

栗山公園、御大師山、ハサンベツ里山、開拓記念館、雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス、小林酒造(北の錦記念館)、谷田製菓など
※全14カ所公開中(令和3年6月現在)

【問い合わせ】

町総務課広報防災情報グループ ☎73-7501

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/site/ba-tyaru/>



町HPで公開中！